

伊丹市中核農家登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、農業に対し積極的な意欲をもつ農業者を「中核農家」として登録し、各種施策を適用することにより、優れた技術力と経営力を有する本市農業の担い手を確保・育成することを目的とする。

(登録の資格)

第2条 市長は、伊丹市農業委員会が備える農地基本台帳に登録されている農業者で、次の各号のいずれかに該当する者を中核農家として登録するものとする。

- (1) 1年間の経営耕地延べ面積がおおむね50アール以上あり、年間おおむね150日以上農業に従事し、又は従事する予定の者
- (2) 設置面積(屋根および外壁の主要部分がガラスにより造られている特定園芸施設の設置面積にあっては、当該設置面積に2を乗じて得た面積)の合計が2アール以上の特定園芸施設により農業経営を営む者

(登録の申請)

第3条 前条の中核農家の登録を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、伊丹市中核農家登録申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を4月1日から5月31日までに、市長に提出しなければならない。

(登録の決定)

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ登録の可否を決定する。

- 2 市長は、前項の規定により登録することを決定したときは、伊丹市中核農家登録決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により登録しないことを決定したときは、伊丹市中核農家非登録通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。
- 4 第1項の登録は、その者の属する世帯を単位として行うものとし、登録の有効期間は、登録された日の属する年度の4月1日から市長が定める日までとする。

(登録内容の変更)

第5条 登録者が登録内容を変更しようとするときは、遅滞なく伊丹市中核農家登録内容変更

申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第6条 市長は、登録者が第2条に定める資格を有しなくなったときは、その登録を取り消すとともに、その旨を登録者に通知するものとする。

(細 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成8年4月24日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年5月15日から施行する。

(令和2年度における中核農家登録申請書の提出期限)

2 令和2年度における第3条の規定による伊丹市中核農家登録申請書の提出は、同条の規定にかかわらず、令和2年6月1日から同年11月30日までの間に行うものとする。

付 則

この要綱は、令和3年1月7日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

伊丹市中核農家登録申請書

伊丹市長様

申請者 住 所 伊丹市

氏 名

TEL

※本人が自署しない場合は、記名押印してください。

伊丹市中核農家登録制度実施要綱第3条の規定に基づき、「中核農家」としての登録を申請します。

1 農業経営の状況等について

農業従事者の状況・家族	(1) 農業従事者の氏名	続柄	性別	生年月日	年間農業従事日数	職 業
		本人		・ ・	日	
(2) 農業後継者について (○で囲んで下さい)		1有り 2無し		ア同居 イ別居		—
(3) 経営耕地面積		区 分	田	畑	樹園地	
総面積 _____ a		自作地	a	a	a	
(内ハウス面積 _____ a)		借 地	a	a	a	
経営の概況	(4) 経営部門	作物の種類			年間作付延面積	
	野菜類	①	②	③	露地のべ a	ハウスのべ a
	花き・花木	①	②	③	露地のべ a	ハウスのべ a
	植木・苗木	①	②	③	露地のべ a	ハウスのべ a
	果樹その他	①	②	③	露地のべ a	ハウスのべ a
	水 稲	品種名 (① ②)			作付面積 a	(裏面に続く)

2 将来の農業経営について

(将来の計画欄で①か②を選択された場合は、方法についても○で囲んでください。)

将来の計画とその方法	将来の計画	方 法
	① 経営規模を拡大する	1 農地を高度に利用し、作付延面積をふやす
		2 農地を借り受け、経営面積をふやす
		3 農地を購入し、経営面積をふやす
		4 その他()
	② 経営規模を縮小する	1 農地を貸して、作付面積を減らす
		2 農地を売って、作付面積を減らす
		3 農地を宅地に転用し、作付面積を減らす
		4 その他()
	③ 現在の経営規模を維持する	—

3 意見欄

(営農で困っていること、伊丹市・農協・農業委員会への要望又は制度に対する要望等)

(様式第2号)

伊丹市中核農家登録決定通知書

伊 第 号
年 月 日

様

伊丹市長

年 月 日付で申請のあった伊丹市中核農家登録申請については、
伊丹市中核農家登録制度実施要綱第4条第2項の規定により、登録することに
決定しましたので通知します。

記

1 登録番号 第 ー ー 号

2 有効期限 年 月 日 から
年 月 日 まで

(様式第3号)

伊丹市中核農家非登録通知書

伊 第 号
年 月 日

様

伊丹市長

年 月 日付で申請のあった伊丹市中核農家登録申請については、
伊丹市中核農家登録制度実施要綱第4条第3項の規定に基づき、下記理由によ
り登録しないことに決定しましたので通知します。

記

登録できない理由 _____

伊丹市中核農家登録内容変更申請書

年 月 日

伊丹市長様

申請者

住所 伊丹市

氏名

登録名義人

住所 伊丹市

氏名

※本人が自署しない場合は、記名押印してください。

伊丹市中核農家登録内容を下記理由により変更くださるよう申請します。

記

1	変更理由					
2	変更内容	(1)登録者の変更(2)経営内容の変更(3)その他()				
(1)	登録者の変更	変更者の氏名			現登録者との続柄	
		生年月日	年 月 日		歳	
		変更者の年間農業従事日数	年間	日	職業	
(2)	経営内容の変更	経営耕地面積	区 分	田	畑	樹園地
		総面積 a (内ハウス面積 a)	自作地	a	a	a
			借 地	a	a	a
			計	a	a	a
基幹作物名等						
(3)	その他の変更					